

松山市立中学校の部活動の方針

松山市教育委員会

平成 30 年 7 月

目 次

1	策定の趣旨	… 1
2	部活動の意義と留意点等	… 1
3	適切な運営のための体制整備	… 2
	(1) 部活動の活動方針の策定	
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	
4	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
	(1) 適切な指導の実施	
	(2) 指導手引きの活用	
5	適切な休養日等の設定	… 4
	(1) 休養日の設定について	
	(2) 適切な活動時間について	
	(3) 大会・コンクール前の特別な期間の活動について	
6	生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 5
	(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
	(2) 地域との連携等	
7	学校単位で参加する大会等の見直し	… 5
8	終わりに	… 5

1 策定の趣旨

これまで学校での部活動は、文化・スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、日本の文化・スポーツ振興を支えてきた。その教育的意義は大きく、生徒の人間形成の基盤づくりに重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化する中で、学校や教員だけでは解決できない課題も増え、従前同様の体制では維持することが困難な状況も生まれている。また、生徒や保護者の期待等により指導は過熱化し、休日を含めた活動時間の増大に伴って教員の長時間勤務の一因ともなっている。

そのような中、平成 29 年 12 月 26 日に文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策」がまとめられ、部活動は学校の業務であるが、必ずしも教員が担う必要がないものに位置付けられた。また、平成 30 年 3 月 19 日にはスポーツ庁より、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、運動部活動の在り方について抜本的な改革の必要性が明らかとなった。

さらには、活動する生徒自身にとっても、長時間の練習によるスポーツ障害やけがの発症、燃え尽き症候群（バーンアウト）による意欲の喪失、部活動中心のゆとりのない生活等、解消すべき課題は多い。

そこで、本市立中学校の部活動のあるべき姿を明確にし、部活動を本市の中学校生徒にとって、生涯を通して文化・スポーツ活動に親しむ基盤として一層有意義なものとするべく、ここにその方針を示すものである。

なお、現在スポーツ庁から示されているガイドラインは運動部を対象としたものであり、文化部を対象としたものについては、平成 30 年度中に文化庁より示される予定であるが、本市では生徒のバランスの取れた生活への配慮と教員の負担軽減の視点から、運動部・文化部の区別なく、部活動全般についての方針を示すものとする。

2 部活動の意義と留意点等

部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、次期学習指導要領では、以下のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(中学校学習指導要領 総則 第 1 章第 5 の 1 のウより引用)

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。特に部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その果たしてきた教育的意義は大きい。

そうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程との関連を図る中で教育効果が発揮されることが重要であり、そのために、次のように規定されている。

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものであるとの意義があること。
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連を図られるよう留意すること。
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

(中学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第5節の3より引用)

上記を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の活動方針の策定

- 校長は、本方針に則り、毎年度、活動時間及び休養日の設定や、その他適切な部活動の取組に関する「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。
- 部活動顧問は、活動日や休養日、参加予定大会の日程等を含めた年間の活動計画を作成し、校長に提出して承認を得ること。また、毎月の活動計画を作成し、校長に提出すること。なお、活動実績として、計画に変更があった場合は、必ず校長に報告すること。
- 部活動顧問は、作成した年間活動計画を年度初めの保護者会等で周知し、保護者の理解を得ること。また、毎月の活動計画についても配布し、生徒が見通しをもって学校生活を送ることができるよう配慮すること。
- 校長は、策定した活動方針及び活動計画を、保護者だよりや学校のホームページ等により公表し、生徒及び保護者に周知すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置すること。
- 校長は、生徒の競技力及び技能の向上や教員の指導への負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導者の配置を検討すること。

- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。
- 校長は、毎月の活動計画や活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行うとともに、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、運用を徹底すること。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、特に以下の点について留意し、適切な指導を行うこと。

【目的と目標の設定】

- ◇ 各学校の教育目標のもと、生徒の心身の健全な成長や自主性・社会性等を高めることを目的に部活動を実施すること。
- ◇ 大会等での勝利やコンクールでの入賞等は生徒の意欲向上につながる目標となり得るが、勝利至上主義や結果優先的な考え方から過度な練習を強いる等、そのみを部活動の目的としないこと。

【心身の健康管理】

- ◇ 個々の生徒の健康、体力等の状態を事前に把握するとともに、疲労状況や精神状況を把握しながら個人差を踏まえた指導をすること。
- ◇ 生徒自身が自らの健康や体力の状態を把握し、無理なく活動に取り組むことができるよう自己管理能力の育成に努めること。

【事故防止に向けた安全管理の徹底】

- ◇ 部活動顧問の指導のもとでの活動を原則とすること。
- ◇ 天候や気温等の環境を考慮して練習内容を決定する等、熱中症の対策には十分配慮するとともに、落雷・大雨等の急激な天候の変化には、迅速な対応をすること。なお、熱中症事故防止については、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮すること。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討すること。
- ◇ 活動場所の施設、設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、活動前の安全確認を確実に実施し、事故を未然に防ぐこと。
- ◇ 毎年度、教員及び外部指導者等を対象とした救命救急講習を実施し、万一事故が起こった場合の迅速な対処や、医療関係者等への連絡体制を整備しておくこと。

【休息時間の設定等】

- ◇ 運動部の指導においては、練習の効果を高めるとともにスポーツ障害を未然に防ぐために、トレーニング負荷と回復のバランスを考え、給水等を含めた適切な休息時間を設定すること。
- ◇ 競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、短時間でも効果が得られる効率的な指導を行うこと。

【体罰等の不適切な指導の禁止】

- ◇ 体罰や暴言等による指導及びハラスメント等の行為は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、いかなる場合でも許されるものではないと認識し、誠実に指導すること。

(2) 指導手引きの活用

- 部活動顧問は、各競技団体等が作成した合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用し、適切な指導を実施すること。
- 部活動顧問や外部指導者等は、部活動指導者研修会等の機会を活用し、担当する部活動の運営や指導に関する知見を深め、指導者としての資質向上に努めること。

5 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、長時間の部活動指導による教員の負担を軽減するために、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定について

- 学期中は、部活動ごとに週当たり2日以上休養日を設けること。そのうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とすること。
- 週末に練習試合や大会参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じること。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- 定時退勤日及び夏季休業中の学校閉庁日には部活動を実施しないこと。

(2) 適切な活動時間について

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 早朝練習は行わないこと。ただし、学校の取組として体力づくり等を目的とした活動については、校長の承認の下で実施すること。

(3) 大会・コンクール前の特別な期間の活動について

- 中学校体育連盟が主催する大会（総合体育大会・新人体育大会）、または文化部の連盟等が主催するコンクールや大会前に上記の時間等を延長して活動する場合は、早くとも1か月前からとし、校長の承認の下、生徒や顧問教員にとって過度な負担とならないよう配慮すること。なお、延長した活動分については、休養日に振り替え、十分な休養が確保できるよう留意すること。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- 校長は、競技力等の向上以外にも、友達と楽しめたり適度な頻度で行えたりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について、学校の実情に応じて検討すること。

例1：季節ごとに異なる競技を行う部活動

例2：競技志向ではなくレクリエーション志向で行う部活動 等

- 校長は、部員の減少等により、単一の学校で特定の競技の運動部を設けることができない場合は、中学校体育連盟の編成規程に則り、複数校合同チームの編成について検討すること。

(2) 地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備について、学校や地域の実態に応じて検討すること。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するというパートナーの考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- 部活動顧問は、教育上の意義や生徒にとって過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査すること。
- 校長は、上記を受けて年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部の大会・コンクール等への参加を承認すること。

8 終わりに

部活動は、本市の生徒たちの健全な成長を促す上でなくてはならないものであり、生涯にわたってスポーツや文化活動を楽しむ素地を形成する上でも、重要な役割を占める。

学級集団の垣根を越えた同好の仲間たちとの活動は、生徒たちの日々の学校生活を充実させてくれるだけでなく、共に汗を流すことによって生まれる一体感や、目的を成し遂げることによって生まれる達成感を味わわせてくれるものであり、それらは生徒たちがいつか大人になったときに、人生を華やかに彩る素晴らしい思い出となり得るであろう。

本市は、これからも多くの生徒たちが部活動を楽しみ、貴重な経験を積んでくれることを切に願う。そのためにも、本市の教員の労を惜しまない献身的な支援によって成り立ってきた部活動の在り方を見直し、教員の多忙化解消を図るとともに、これからも生徒にとって夢と感動を与える活動として、部活動が推進されることを期待するものである。

※ 平成30年9月11日一部改定